

(案)

名護市公共下水連道関連施設維持管理業務委託
プロポーザル実施要項

本書は、(案)であり内容については公告後に確定します。
また、一部の内容は、公告後に掲載します。

名護市公共下水道関連施設維持管理業務委託プロポーザル実施要項

1 目的

名護市公共下水道関連施設維持管理業務（以下「本業務」という。）は、名護市公共下水処理施設の運転操作並び維持管理を行うものであり、この要領は、本業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続き等について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

名 称：名護市公共下水道関連施設維持管理業務委託

履 行 期 間：令和4年6月1日から令和7年5月31日

履 行 場 所：名護市内

委 託 上 限 額： 円（税込み価格）

令和4年6月1日から令和5年3月31日までの金額です。

委託業務内容：別紙仕様書によるものとする。

3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、技術提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 内閣府沖縄総合事務局の「下水道処理施設維持管理業者登録簿」に登録されていること。
- (2) 名護市に活動の拠点（本店又は支店）を有している者であること。
- (3) 下水道汚水処理方法のうち、標準活性汚泥法による下水道事業認可計画に基づく施設処理能力（現有日最大汚水処理量をいう）が13,200立方メートル以上の下水道終末処理場において、平成16年度以降に3年以上継続して地方公共団体又は、地方公共団体が出費若しくは出損している団体から水処理施設及び汚泥処理設備を併せた下水道終末処理場維持管理業務（運転操作監視及び保守点検をいう。）委託を元請とし、その履行実績を有すること。但し維持管理業務委託場所は、同一処理場であることを要しない。
- (4) 業務統括責任者は以下に示す要件を満たすこと。
 - a) 「下水道処理施設維持管理業者登録簿」に登録されている事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - b) 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項にいう、政令で定める資格を有する者若しくは下水道処理施設維持管理事業者登録規定（昭和62年建設省告示第134号）第3条第1項にいう下水道処理施設管理技士、又はこれと同等の資格を有する者。
 - c) 下水道終末処理場の維持管理業務（運転操作監視及び保守点検をいう。）実務経験3年以上を有していること。
 - d) 全ての実務経験の内、3年以上は下水道事業認可計画書に基づく処理施設能力（現有最大汚水処理水量をいう。）13,200立方メートル以上の下水道終末処

理施設における実務経験期間であること。

- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (9) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成 20 年告示第 93 号）に基づく指名停止措置を契約締結予定日までの間、受けていない者であること。
法人が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税又は法人所在地市町村税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税③固定資産税）を滞納していないこと。
- (10) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備され、本要領や別紙一般仕様書、特記仕様書、業務概要書等に記載された内容を遵守できる者であること。

4 プロポーザルに関する手続き

(1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

項目	期限等
案件公表（公告）	令和 4 年 4 月 18 日（月）
参加表明書の提出期間	令和 4 年 4 月 18 日（月）から ～ 4 月 26 日（火） 午後 5 時必着
参加資格確認結果通知及びプロポーザル 技術提案書類提出要請書の交付	令和 4 年 4 月 28 日（木）
質問書の提出期間	令和 4 年 4 月 18 日（月） ～ 5 月 9 日（月） 正午必着
質問の回答	令和 4 年 5 月 11 日（水）
技術提案書類の提出期限	令和 4 年 5 月 18 日（水） 午後 5 時必着
プレゼンテーション及び ヒアリングの実施	令和 4 年 5 月 25 日（水）
結果通知	令和 4 年 5 月 27 日（金）
契約予定時期	令和 4 年 5 月 31 日（火）

(2) 配布資料

- ① 参加表明書【様式 1】
- ② 会社概要書【様式 2】
- ③ 技術提案提出書【様式 3】
- ④ 配置予定職員に関する調査表【様式 4】

- ⑤ 技術者及び資格者等職員数調査表【様式5】
- ⑥ 業務遂行計画書提案【様式6】
- ⑦ 処理施設の適正な管理手法の提案【様式7】
- ⑧ その他提案事項【様式8】
- ⑨ 質問書【様式9】
- ⑩ プロポーザル参加辞退届【様式10】

配布場所：名護市 環境水道部 施設課（担当：処理場係）

※名護市ホームページ内より入手可

(3) 参加表明書

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を2部作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和4年4月26日（火）の午後5時まで（必着）

② 参加表明提出書類

別紙1「参加表明提出書類について」参照

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(4) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル応募資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

① 交付日 令和4年4月28日（木）

② 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

③ その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受理した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

(5) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式6】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期間

令和4年4月18日（月）から令和4年5月9日（月）正午まで（必着）

② 提出方法

原則としてFAXにより担当課へ送付すること。また、FAX送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署への電話連絡すること。

③ 回答方法

質問を受けた翌日から数えて2日（閉庁日）以内にFAXにより参加表明

書を提出した全員又は技術提案資格者全員に対して回答する。

(6) 技術提案書類等の提出

技術提案資格者は、技術提案関係書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和4年5月18日（水）の午後5時まで（必着）

② 技術提案書類等

別紙2「技術提案書類等について」参照。

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

④ 申請受理票

技術提案書類の受理後は、申請受理票を【様式11】を交付する。

(7) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和4年5月25日（水）とする。

② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。

プレゼンテーション	20分
質疑応答	10分
合計	30分

③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、会場への入室は、説明者を含む5名以内とする。

④ 説明内容については、提出した技術提案書をもとに特定テーマを対象として行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。

⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、技術提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。

⑥ プレゼンテーションの順番は、技術提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。

⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

5 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

① 本プロポーザルの実施にあたっては、技術提案書、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者として選定し、優先交渉者とする。

② 本プロポーザルの評価は、市が別に定める「名護市公共下水連道関連施設維持管理業務プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において

行う。

- ③ 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点の者があった場合は、別紙3の評価項目のうち「業務実績体制」、「見積価格」の順で比較し高配点であった者を最優秀提案者とする。
- ④ 最低基準点は70点×委員数とする。
- ⑤ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- ⑥ 評価結果については、プレゼンテーションには参加した全ての者に通知する。
- ⑦ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

6 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類がされた場合。
- ③ 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- ④ 本実施要領「2 委託業務概要」の委託上限額を超える金額で参考見積額が提案された場合
- ⑤ 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- ⑥ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- ⑦ その他本要項に違反した場合

7 契約の締結

(1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した技術提案書の参考見積書の金額を上限として、見積合せを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

(2) 契約手続きについて

名護市随意契約取扱規定(平成17年訓令1号)に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）第26条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

9 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (4) プロポーザルの結果は、提出された技術提案書等を除き公開するものとする。
(参加業者名及びその総合評価点数も含む)ただし、提出された技術提案書等は名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づいた取扱いとなる。
- (5) 1事業者あたり技術提案は、1件までとする。
- (6) 参加表明書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届【様式10】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。関係資料

10 問合せ

名護市 環境水道部 施設課 処理場係

住所：〒905-0014 沖縄県名護市港二丁目2番1号

電話番号：0980-52-5336 F A X：0980-52-

(要項 4 (3)②関係)

別紙 1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし、余白は、上 10mm、下 10mm、左 25mm、右 15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11 ポイント以上の大きさとする。

(2) 次の書類一式を左 2 箇所ホッチキス留めとし、2 部提出するものとする。

① 参加表明書【様式 1】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

② 会社概要表【様式 2】

ア 記載は 1 頁以内とする。

イ 添付書類

(ア)「下水道処理施設維持管理業者登録」が確認できる書類

(イ) 3 参加資格の(3)、(4)の資格要件を満たすことが確認できる書類

(ウ) 法人の令和 3 年度分の全部事項証明書又は登記簿謄本及び各納税・課税証明書 (写し可)

(社会保険料、法人市県民税・事業税等、法人税、消費税及び地方消費税)

ア 3 カ月以内に発行されたものを提出すること。

(要項 4(6)②関係)

別紙 2 技術提案提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

- ① 技術提案提出書類の用紙の大きさはA4版を基本とし、余白は、上 10mm、下 10mm、左 25mm、右 15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。
- ② 技術提案書を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、技術提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- ① 原本（技術提案提出書一式）： 1部（片面印刷A4フラットファイル綴じ）
- ② 副本（技術提案提出書一式）： 10部（両面印刷）

(3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

① 技術提案提出書【様式3】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

② 会社概要表【様式2】

ア 別紙1参加表明提出書類について(2)②同様

③ 配置予定職員に関する調査表【様式4】

④ 技術者及び資格者等職員数調査表【様式5】

⑤ 特定テーマ1「業務遂行計画」【様式6】

⑦ 特定テーマ2「施設の管理手法」【様式⑦】

⑧ その他提案【様式8】

・各テーマ10頁以内とすること

⑨ 参考見積書（任意様式）

ア 本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とし、積算にあたっての根拠等の内訳を参考見積内訳（任意様式）を提出すること。

(要項5③関係)

別紙3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

区分	評価項目	評価の着眼点	配点
①基本方針に関する事項	事業者の実績		
	業務実施体制		
②技術提案	特定テーマ1 業務遂行計画		
	特定テーマ2 施設の管理手法		
	その他提案事項		
③業務委託費	見積価格		

満点 100